

東京都立図書館所蔵16ミリ映画フィルム等団体貸出要綱

平成21年3月31日20多摩図第304号

改正 平成29年1月20日28多摩図第324号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都立図書館館則(昭和62年3月20日 教育委員会規則第11号)第10条第7項及び第14条に基づき、16ミリ映画フィルム及び16ミリ映画フィルムの上映に要する機材(以下「16ミリ映画フィルム等」という。)の館外貸出に必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 16ミリ映画フィルム等の館外貸出は、東京都に所在する官公署、学校、社会教育団体、法人、その他東京都立多摩図書館長(以下「館長」という。)が適当と認めた団体に対して行う。

(団体登録の手続)

第3条 東京都立多摩図書館において、16ミリ映画フィルム等の館外貸出を希望する団体は、「団体登録申請書」(様式1)により申請しなければならない。

2 新規登録申請は、来館のみとする。更新登録申請は、郵便の利用を認める。

(登録)

第4条 館長は、次の各号のすべてを満たす場合は、申請した者を登録することとし、「団体登録票」(様式2-1)を交付する。

- 一 東京都内に活動の拠点があり、その構成員が3人以上であること。
- 二 団体代表者の住所が証明できる、運転免許証、健康保険証等の資料を提示すること。
- 三 団体規約、定款等、活動内容を示した書類を提出すること。
- 四 使用する映写機については、東京都立多摩図書館及び都内視聴覚ライブラリーから借用する場合を除き、1年以内に区市町村ライブラリーや民間業者の点検を受け、動作に支障がないことを証明する検定証等を提示すること。
- 五 映写機操作者として、区市町村の実施する16ミリ発声映写機操作講習修了者又はこれに準ずる技術を習得している者の氏名等を登録すること。

2 前項第二号及び第三号は、区市町村が直接管轄する団体については、これを適用しない。

(特別登録団体登録要件)

第5条 前条の登録団体のうち、次の各号の要件を満たす団体を特別登録団体とし、「特別登録団体登録票」(様式2-2)を交付する。

- 一 都区市町村教育委員会、公立図書館、公立公民館、公立視聴覚ライブラリー又は

その他館長が適当と認めた機関であること。

- 二 その管内の団体に16ミリ映画フィルム等や映写機等の貸出しを行なっているか、あるいは複数の事業所の上映会を統括していること。

(団体登録の有効期間)

第6条 団体登録の有効期間は、一般団体、特別登録団体にかかわらず、1年とする。

(団体登録申請書記載事項の変更届)

第7条 登録団体は、登録申請事項に変更が生じた場合、「団体登録申請書記載事項変更届」(様式3)により、すみやかに届け出なければならない。

(貸出資料等)

第8条 貸出を行う資料等は、次の各号のとおりとする。ただし、第二号から第六号までの資料等は、当館16ミリ映画フィルムとともに使用する場合のみ貸し出すものとする。

- 一 16ミリ映画フィルム
- 二 16ミリ発声映写機
- 三 ワイドレンズ
- 四 スクリーン
- 五 暗幕
- 六 スピーカー
- 七 プレスシート
- 八 その他、16ミリ映画フィルムを上映するにあたり必要なもの

(貸出期間)

第9条 資料等の貸出期間は、次の各号に示すとおりとする。

- 一 前条第一号から第六号までの資料等
一般団体は原則として、上映日を含め5日以内
特別登録団体は、原則として、上映日を含め14日以内
- 二 前条第七号の資料 1月以内

2 館長が特別の事情があると認めるときは、貸出期間を延長することができる。

3 貸出期間中に、貸出期間の延長が必要となった場合は、貸出を受けたものは貸出期間の延長の申請を返却期日の前日までに行わなければならない。

(貸出数量)

第10条 貸し出す資料の数量は、次の各号のとおりとする。但し、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 一 16ミリ映画フィルム
一般団体は、1回につき10作品以内で、150分以内
特別登録団体は、1回につき30作品以内で、300分以内

二 16ミリ発声映写機、ワイドレンズ、スクリーン、暗幕及びスピーカー等の機材
1回につき各1点

三 プレスシート

作品ごとに1枚

(貸出方法)

第11条 16ミリ映画フィルム又はプレスシートの貸出は、来館、郵送又は宅配便のいずれかを登録団体が予約の際に指定できるものとする。

2 郵送又は宅配便の利用を希望する場合は、その費用は登録団体が負担するものとし、宛先等を記入した着払専用伝票をあらかじめ提出しなければならない。

(返却方法)

第12条 16ミリ映画フィルム又はプレスシートの返却は、来館、郵送又は宅配便のいずれかを登録団体が予約の際に指定できる。

2 返却は、東京都立多摩図書館開館時間内に行わなければならない。

(登録票の紛失届け及び再交付願い)

第13条 団体登録票又は特別団体登録票を紛失した場合は、「団体登録票事故届・再交付願」(様式4)により、すみやかに届け出なければならない。

(利用予約及び貸出手続)

第14条 貸出を受けるにあたっては、「16ミリ映画フィルム等利用票」(様式5)を館長に提出しなければならない。

2 利用予約は、利用予定日の1年前から貸出日の前日までに、来館、電話、郵便、ファックス又は電子メールのいずれかで、申し込まなければならない。但し、登録団体が、予約をしないで当日貸出を受ける場合及び貸出当日に予約内容の変更を行う場合は、来館又は電話によらなければならない。

3 予約は、先着順に受け付けることとする。

4 登録団体は、予約の際に、団体登録番号を申告しなくてはならない。

(利用報告)

第15条 16ミリ映画フィルム等の貸出を受けた者は、返却の際、「映写報告書」(様式6)により、利用状況を報告しなければならない。

(利用上の遵守事項)

第16条 登録団体は、16ミリ映画フィルム等を利用するにあたって次の事項を遵守しなければならない。

一 団体登録申請書の提出時に記入した利用目的以外には使用してはならない。

二 上映会の運営は、登録団体構成員が行わなければならない。

三 貸出を受けた16ミリ映画フィルムの複製(録音を含む)を行ってはならない。

- 四 上映場所は都内でなければならない。
- 五 一般登録団体は転貸をしてはならない。
- 六 上映の際、会場費等一切の対価を徴収してはならない。また、カンパ、団体会費・会場費などの実費徴収等、対価徴収とまぎらわしい行為は一切、上映会場、および上映会場入口近辺で行ってはならない。
- 七 著作者人格権を損なってはならない。

(登録取消及び貸出停止)

第17条 館長は、登録団体が次の各号の一つに該当する場合は、登録を取り消しまたは貸出を停止することができる。

- 一 当要綱を遵守しない場合
- 二 貸出資料等に損傷を与えるおそれのある場合
- 三 貸出期間が過ぎても返却しない場合
- 四 登録申請者の記載事項が第4条及び第5条に規定する登録要件を欠くに至った場合
- 五 貸出資料の利用が不相当と認められる場合

(損害賠償)

第18条 館長は、資料の貸出を受けた者が当該資料を亡失、汚損、棄損した場合には、現品又は館長の指示する資料をもって賠償させることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(日比谷図書館で交付した登録票の有効期間)

- 2 平成21年3月31日までに東京都立日比谷図書館において登録した団体にとっては、次期更新までの期間、交付済の登録票を有効とする。

(東京都立図書館所蔵視聴覚資料等団体貸出要綱の廃止)

- 3 東京都立図書館所蔵視聴覚資料等団体貸出要綱は廃止する。

(施行期日)

- 4 この要綱は、平成29年1月29日から施行する。